

第四号の二様式（第二条関係）

第 号	督 促 状				
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿			
	住所又は 所 在 地				
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分		
納 入 金 額	百	十	万	千	
			百	十	
				円	
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額	
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通 常 分	円 $\frac{10}{100}$	①	円
		5%加重分	$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$	②	
		5%加重分	$\frac{5}{100}$		
		10%加重分	$\frac{10}{100}$		
	重 加 算 金 額	5%適用分	$\frac{5}{100}$	③	
		35%適用分	$\frac{35}{100}$		
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	④	
		40%適用分	$\frac{40}{100}$		
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	⑤	
納 入 額		①+②+③+④+⑤			
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{しん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>				
督促手数料	円				
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 氏 名 印</p>					

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する附則額を、「10%加重分」の欄には、当該附則額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。